事　　務　　連　　絡
令和８年１１月１８日

報　道　機　関　各　位

青森県交通・地域社会部交通戦略課

第４回青森県地域交通戦略会議の開催について

日頃から、本県の交通施策の推進に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県では、次期青森県地域公共交通計画策定に当たって、２０４０年の本県の地域交通のあるべき姿、その実現に向けた県の取組の方向性、関係者の役割等について、外部有識者の助言等を得ることを目的とした標記会議を設置し検討を進めています。この度、下記のとおり、第４回会議を開催しますのでお知らせします。

記

１　開催日時
令和８年１１月２４日（火）　１５：００～１７：００

２　場所
青森商工会議所７階研修室
（〒030-0801 青森県青森市新町１丁目２番18号、℡：017-734-1311）

３　内容（予定）
（１）第３回会議の振り返り
（２）各種調査結果の報告
（３）関係者の役割と取組の方向性

報道機関用提供資料（連絡先）	
担当課・ 担当者名	交通戦略課 地域モビリティ推進グループ ＧＭ　小玉　直史
電話番号	内線　2693
	直通　017－734-9151
報道監　交通・地域社会部　理事　奥田　昌範	

青森県地域交通戦略会議設置要綱

（趣旨）
第1条　次期青森県地域公共交通計画の策定に当たって、2040年の本県の地域交通のあるべき姿、その実現に向けた県の取組の方向性、関係者の役割等について、外部有識者の助言等を得ることを目的として、青森県地域交通戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

（組織）
第2条　知事が委嘱する戦略会議の委員は、別表に掲げる者とする。
２　委員の任期は、委嘱した日から戦略会議による検討が終了した日までとする。

（戦略会議）
第3条　戦略会議には委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。
２　戦略会議は、委員長が招集し、議事を進行する。
３　委員長が不在のとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
４　委員長は、必要に応じて前条の委員以外の者を臨時委員として出席を求め、その意見を聴くことができる。
５　委員長は、会議の目的を達成するため、アドバイザーを置くことができる。
６　アドバイザーは、委員長の求めに応じて戦略会議に出席し、専門的見地から審議に関する助言又は協力を行うものとする。

（検討事項）
第4条　戦略会議は、本県の地域公共交通のあるべき姿の実現に向けた県の取組の方向性、関係者の役割その他必要と認められる事項について助言等を行うものとする。

（庶務）
第5条　戦略会議の庶務は、交通・地域社会部交通戦略課において処理する。

（その他）
第6条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、令和8年6月26日から施行する。

（別表）青森県地域交通戦略会議委員等一覧

＜委員＞

分野	氏名	役職
交通	吉田　　樹	福島大学人文社会学群経済経営学類 教授 前橋工科大学学術研究院 特任教授
	若菜　千穂	NPO法人いわて地域づくり支援センター 常務理事
地域社会	平井　太郎	弘前大学大学院地域社会研究科　教授
高齢福祉	田中　利明	社会福祉法人蓬田村社会福祉協議会 事務局長
観光振興	杉澤　廉晴	株式会社杉澤興業 代表取締役社長
市町村	相模　将喜	八戸市総合政策部政策推進課 副参事
	木村　将師	中泊町総合戦略課 課長補佐
利用者	蛯名　翔琉	青森大学総合経営学部経営学科3年

＜アドバイザー＞

分野	氏名	役職
交通	吉田　瑶子	東北運輸局青森運輸支局 支局長

（敬称略、順不同）